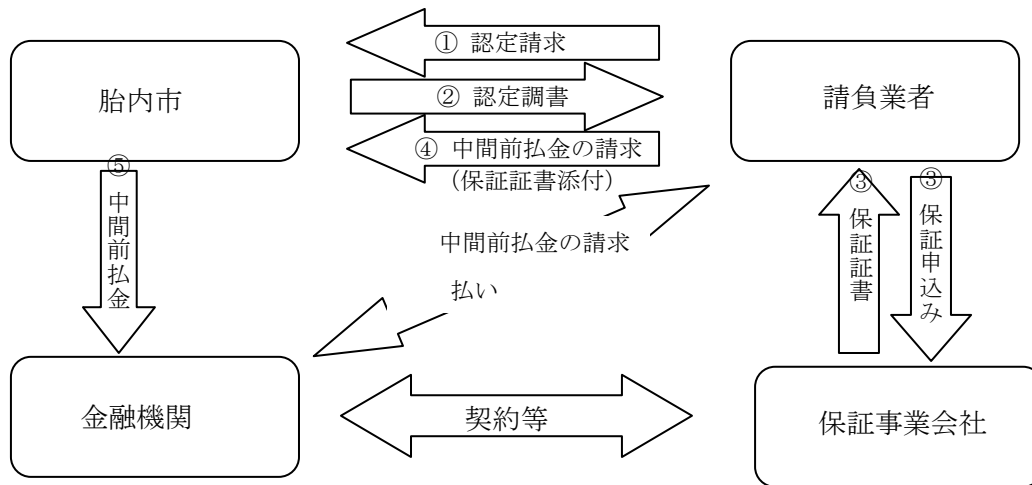


○ 中間前払金に係る手続の流れ



① 認定請求

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、工事監督員等に対し、**中間前払金認定請求書**及び**工事履行報告書**を提出します。

② 認定調書

工事監督員等は、請負者から**中間前払金認定請求書**の提出があったときは、工程表や提出された**工事履行報告書等**により、速やかに中間前払金の条件を満たしているかどうかを確認し、認定調査の結果、条件を満たしている場合は、中間前払金認定請求書の提出があった日の翌日から起算して7日以内に請負者に対し、**中間前払金認定調書**を交付します。

③ 保証証書の発行

請負者は、市から交付を受ける中間前払金認定調書により、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を依頼してください。

④ 中間前払金の請求

請負者は、請求書に、保証事業会社の発行した中間前払金保証証書（原本）を添えて、工事担当課に提出してください。

⑤ 中間前払金の振込み

工事の予算担当課は、請負者から中間前払金の請求を受けた後、請求を受けた日から起算して14日以内に、請負者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。